

平成 26 年度丸亀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年丸亀市条例第 197 号）第 6 条の規定に基づき、平成 26 年度の丸亀市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 27 年 12 月
丸亀市長 梶 正治

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 26 年度、単位：人）

任用		退職		
採用	昇任	定年	勸奨	自己都合 その他
55 人	122 人	21 人	7 人	18 人

(2) 採用試験の実施状況（平成 26 年度）

種類	職 種	教養 試験	専門 試験	適性 検査	体力 測定	実技 試験	作文 試験	口述 試験	個別面 接試験
大学卒業程度	行政事務（大学卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	行政事務（自己アピール枠 大学卒）	一次		一次			二次	二次	三次
	行政事務（身体障がい者）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	土木（大学卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	建築（大学卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	電気（大学卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	消防（大学卒）	一次		一次	一次		二次	二次	三次
	社会福祉士 保健師	一次	一次	一次			二次	二次	三次
短大卒業程度	行政事務（短大卒）	一次		一次			二次	二次	三次
	行政事務（自己アピール枠 短大卒）	一次		一次			二次	二次	三次
	行政事務（身体障がい者）	一次		一次			二次	二次	三次
	土木（短大卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	電気（短大卒）	一次	一次	一次			一次	一次	二次
	保育士・幼稚園教諭	一次	一次	一次		二次	二次	二次	三次
	保育士・幼稚園教諭（経験者対象）			一次		一次	一次	一次	二次
	消防（救急救命士） 調理員	一次	一次	一次	一次		二次	二次	三次

種類	職 種	教養 試験	専門 試験	適性 検査	体力 測定	実技 試験	作文 試験	口述 試験	個別面 接試験
高校卒業程度	行政事務（高校卒）	一次		一次			二次	二次	三次
	行政事務（自己アピール枠 高校卒）	一次		一次			二次	二次	三次
	行政事務（身体障がい者）	一次		一次			二次	二次	三次
	土木（高校卒）	一次	一次	一次			二次	二次	三次
	電気（高校卒）	一次	一次	一次			一次	一次	二次
	消防（高校卒）	一次		一次	一次		二次	二次	三次
	衛生清掃員	一次		一次	二次		二次	二次	三次

(注) 26年度の採用試験の採用日は、27年4月1日である。

「一次」とは一次試験において、「二次」とは二次試験において、「三次」とは三次試験において実施したことを表す。

(3) 採用者数（平成26年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級 (大学卒程度)	行政事務（大学卒）	73	13
		行政事務（自己アピール枠 大学卒）	6	1
		行政事務（身体障がい者）	0	0
		土木（大学卒）	6	1
		建築（大学卒）	0	0
		電気（大学卒）	4	0
		消防（大学卒）	21	2
		社会福祉士	4	2
		保健師	8	2
	中級 (短大卒程度)	行政事務（短大卒）	6	2
		行政事務（自己アピール枠 短大卒）	1	0
		行政事務（身体障がい者）	2	1
		土木（短大卒）	4	0
		電気（短大卒）	2	0
		保育士・幼稚園教諭	46	15
		保育士・幼稚園教諭（経験者対象）	24	11
		消防（救急救命士）	22	2
		調理員	16	3
	初級 (高校卒程度)	行政事務（高校卒）	13	4
行政事務（自己アピール枠 短大卒）		2	0	
行政事務（身体障がい者）		0	0	
土木（高校卒）		2	1	
電気（高校卒）		2	0	
消防（高校卒）		11	2	
競争試験	初級			

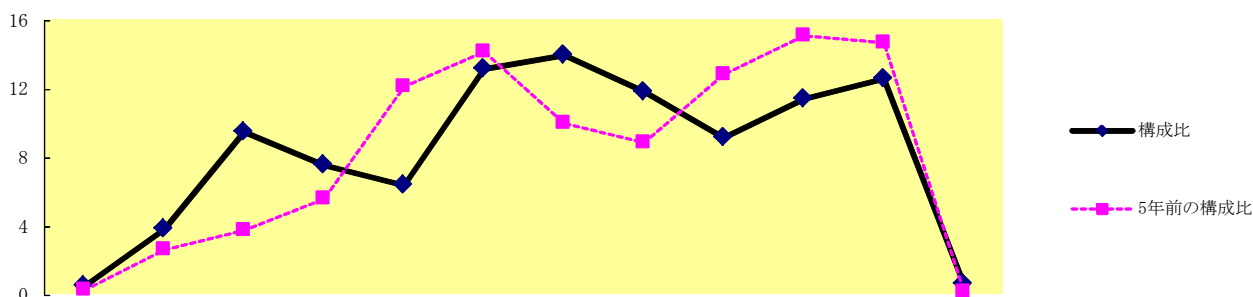
2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	7	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.07人 (類似団体の1,000人当たり職員数 4.71人)
	総務企画	119	130	11	
	税 務	33	34	1	
	民 生	225	220	△5	
	衛 生	88	91	3	
労 働	0	0	0		
農林水産	28	30	2		
商 工	14	14	0		
土 木	48	49	1		
	計	562	575	13	
	教育部門	129	130	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.25人 (類似団体の1,000人当たり職員数 6.44人)
	消防部門	119	117	△2	
	小 計	810	822	12	
公 営 会 計 企 業 等 部 門	水 道	35	33	△2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.26人
	下 水 道	15	14	△1	
	そ の 他	67	67	0	
小 計	117	114	△3		
合 計		927	936	9	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	36人	89人	71人	60人	116人	131人	111人	86人	107人	118人	6人	936人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
一般行政	593	576	573	566	562	575	△18(△3.04%)
教 育	137	143	137	131	129	130	△7(△5.11%)
消 防	116	116	118	120	119	117	1(0.86%)
普通会計計	846	835	828	817	810	822	△24(△2.84%)
公営企業等会計計	132	128	123	118	117	114	△18(△13.64%)
総合計	978	963	951	935	927	936	△42(△4.29%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

II 職員の給与に関すること

職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項)。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成25年度 の人件費率
平成 26年度	人 113,481	千円 47,162,431	千円 939,911	千円 7,044,203	% 14.9	% 17.0

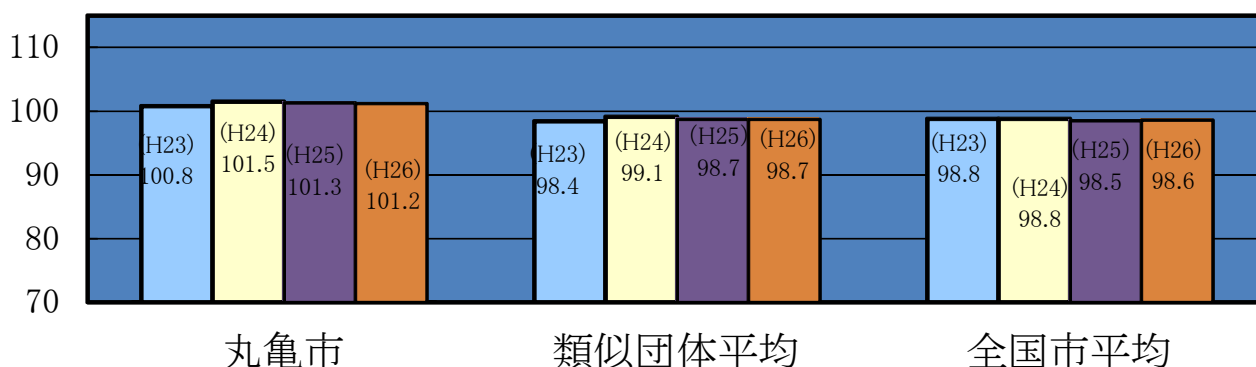
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成25年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 26年度	人 837	千円 3,086,232	千円 501,664	千円 1,145,547	千円 4,733,443	千円 5,655	千円 5,606

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③国の給与制度の総合的見直しの実施を見送っている為

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（理由）地域内格差拡大を懸念し、慎重に検討していくこととしたため

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、丸亀市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は3%。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度 の支給割合
国基準により支給割合	3	6	4
丸亀市の支給割合	3	6	3

③ その他の見直し内容

なし

2 給料表の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	405,700	425,400	448,000	491,400	505,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丸亀市	43.1 歳	338,491円	404,701円	364,916円
香川県	44.4 歳	340,550円	415,080円	364,823円
国	43.5 歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261円	366,377円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丸亀市	47.3 歳	354,200円	411,919円	369,242円
うち清掃職員	47.1 歳	350,500円	438,098円	369,348円
うち給食調理員	48.9 歳	364,800円	384,219円	369,581円
うち校務技師	45.1 歳	352,200円	376,638円	370,462円
香川県	52.8 歳	335,743円	365,587円	349,644円
国	50.1 歳	287,992円	—	326,611円
類似団体	49.3 歳	326,688円	372,166円	353,768円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	39.2 歳	292,124円	323,529円
香川県	45.0 歳	378,533円	415,564円
類似団体	40.6 歳	308,485円	352,606円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		丸 亀 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	133,100 円	—
教 育 職	大 学 卒	178,800 円	199,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,717円	371,820円	388,353円	419,472円
	高 校 卒	—	—	366,343円	378,350円
技能労務職	高 校 卒	—	316,110円	363,125円	363,900円
	中 学 卒	—	317,100円	—	376,200円
教 育 職	大 学 卒	—	387,000円	—	404,427円

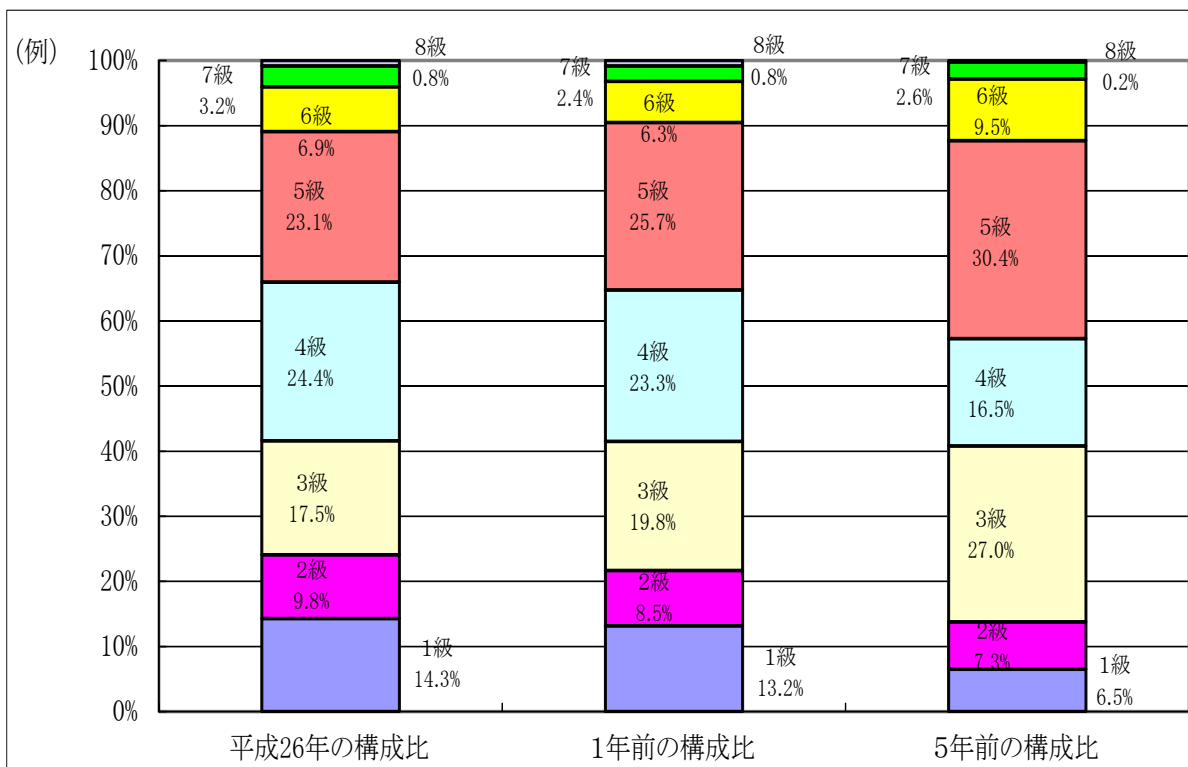
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	134人	14.3%	137,600円	244,900円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	92人	9.8%	187,700円	308,000円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	164人	17.5%	224,600円	354,700円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	228人	24.4%	263,500円	403,900円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務	216人	23.1%	290,700円	423,500円
	2 担当長の職務又はこれに相当する職務				
	3 副主幹の職務又はこれに相当する職務				
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務	65人	6.9%	322,100円	446,000円
	2 副課長の職務又はこれに相当する職務				
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務	30人	3.2%	367,500円	489,200円
	2 課長の職務又はこれに相当する職務				
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	7人	0.8%	414,100円	503,000円

(注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成20年に10級制から8級制に変更している。(旧給料の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事考課を毎年2回(6月1日及び11月1日基準日)実施しており、考課結果を昇給に反映している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,462千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,659千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政)

人事考課を毎年2回(6月1日及び11月1日基準日)実施しており、考課結果の勤勉手当の成績率への反映を検討している。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

丸 亀 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 18,251 千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した全職員（公営企業職員を含む）に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3%	2人	3%
地域手当補正後のラスパイレス指数			101.2%
（ラスパイレス指数）			(101.2%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

(注) 支給対象職員が少数（2 人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		37,531 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		91 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		68.4%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 26年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1) 生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2) 保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	6,521 千円	(1) 日額 400 円 半日 200 円 (2) 日額 200 円 半日 100 円
2 行旅病死等処理手当	(1) 行旅病人の処遇業務 (2) 行旅死人等の処理業務	行旅病死等処遇業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 2,000 円 (2) 1 件につき 10,000 円

3 保健業務手当	(1) 保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2) 看護師が訪問診療の業務に従事したとき	46 千円	(1) 日額 200 円 (2) 半日 100 円
4 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき	0 円	1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1) 死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2) その他の葬祭業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
6 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき	15,198 千円	1 (1) 日額 1,250 円 半日 630 円 (2) 日額 1,250 円 半日 630 円 2 (1) 日額 1,430 円 半日 720 円 (2) 日額 1,370 円 半日 690 円 (3) 日額 1,310 円 半日 660 円 (4) 日額 1,380 円 半日 690 円 3 1 件につき 500 円
7 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき	0 円	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
8 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき。 2 救急出動の業務に従事したとき。 (1) 救急救命士 (2) 上記以外 3 非番の者が招集されたとき。 4 夜間に特殊業務に従事したとき。 (1) 2 時間以上 (2) 2 時間未満	2,359 千円	1 1 回につき 100 円 2 (1) 1 回につき 130 円 (2) 1 回につき 100 円 3 1 回につき 200 円 4 (1) 1 回につき 150 円 (2) 1 回につき 100 円
9 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300 円 半日 150 円
10 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	95 千円	日額 400 円 半日 200 円
11 航路手当	航路を利用し通勤する者	1,222 千円	1 日につき 400 円
12 担当長手当	担当長の職にある者	25,441 千円	月額 10,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	248,056千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度）	342千円
支給実績（平成25年度決算）	231,550千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	338千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 配偶者がいない場合1人目 11,000円 満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円 	同	—	84,838千円	221千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒（家賃月額-23,000円）×1/2+ 11,000円（最高限度額27,000円） 	同	—	32,137千円	285千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） 自動車等を使用 片道 2～5km未満 2,700円 5～10km未満 5,500円 10～15 " 8,300円 15～20 " 11,100円 20～25 " 13,900円 25～30 " 16,700円 30～35 " 19,500円 35～40 " 22,300円 40～45 " 25,100円 45～50 " 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車 各距離に応じ +700円～ +8,000円	54,145千円	76千円
管理職手当	部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500（7級）円又は64,000円（6級） 室長級 59,400（7級）又は55,500円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制）	異	支給金額	108,840千円	757千円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	—	8千円	4千円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,063,000円/504,000円 876,000円/481,000円
	副市長	765,000円	
報酬	議長	586,000円	760,000円/420,100円
	副議長	512,000円	670,000円/366,600円
	議員	457,000円	620,000円/338,800円

期末手当	市長	(26年度支給割合) 2.95 月分
	副市長	(26年度支給割合) 3.1 月分
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 971,000×5×在職年数 19,420,000円 退職した日から1月以内
	副市長	765,000×4×在職年数 12,240,000円 退職した日から1月以内

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 26年度	2,465,496	△126,865	265,028	10.7	13.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成25年度平均 一人当たり給与費 千円 6,000
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 26年度	33	126,341	15,950	47,399	189,690	5,748	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	42.1 歳	325,307 円	479,000 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（水道事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,444千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,462千円
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

丸亀市（水道事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 53.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 53.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)
1人当たり平均支給額 18,251千円 (26年度)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（26年度決算）			0
支給職員一人当たりの平均支給年額（26年度決算）			0
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		618千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		90千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		21.1%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 26年度決算	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	0円	月額 給料月額に100分の2を乗じて得た額
2 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	0円	1件につき200円
3 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	38千円	日額300円 半日150円

	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき		30分未満 250円 30分以上 500円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査		日額 300円 半日 150円
4 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	0円	1回 800円
5 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	0円	1件につき 70円
6 担当長手当	担当長の職にある者	580千円	月額 10,000円

(注) 企業手当については、平成 19 年度より支給を停止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (26 年度決算)	5,757千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)	265千円
支給実績 (25 年度決算)	5,109千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	239千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,480千円	179千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,520千円	290千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,376千円	82千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,199千円	640千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円

(2) 競艇事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 26年度	千円 28,089,519	千円 11,598,469	千円 220,243	% 0.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 26年度	人 27	千円 113,669	千円 24,902	千円 43,110	千円 181,681	千円 6,729

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市 (競艇事業)	丸亀市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,530千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,462千円
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

丸亀市 (競艇事業)	丸亀市 (一般行政職)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 53.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 53.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)
1人当たり平均支給額 18,251千円 (26年度)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職員 (一般行政職を含む) に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (26 年度決算)			0
支給職員一人当たりの平均支給年額 (26 年度決算)			0
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
高松市	3%	0 人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (26 年度決算)		9,639 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)		20 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26 年度)		100 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 26 年度決算	左記職員に対する支給単価
1 競艇事業開催手当	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき	9,279 千円	日額 1,500 円 半日 750 円 日額 4,000 円 半日 2,000 円 日額 6,000 円 半日 3,000 円
	1 1 月 4 日から 12 月 28 日までの間において業務に従事したとき。		
	2 12 月 29 日から 12 月 31 日までの間において業務に従事したとき。		
3 1 月 1 日から 1 月 3 日までの間において業務に従事したとき。			
2 担当長手当	担当長の職にある者	36 千円	月額 10,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (26 年度決算)	3,771 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)	312 千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,345 千円	221 千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,747 千円	283 千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,990 千円	76 千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,532 千円	625 千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0 円	0 円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	時 間 等
開 始 時 刻	午前 8 時 3 0 分
終 了 時 刻	午後 5 時 1 5 分
休 憩 時 間	6 0 分 (午後 1 2 時～午後 1 時)
週 休 日	日曜日及び土曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	3 8 時間 4 5 分

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除く。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事 由	期 間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
年次休暇 1 人当たりの平均取得状況 (平成 26 年)		8 日 3 時間	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		私傷病の場合 9 0 日	
病気休暇 取得人数 (平成 26 年)		45 人	
特別休暇 (期間省略)	選挙権等の行使、裁判員・証人・参考人等として出頭、骨髄移植、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、出産補助休暇、出産前後の夫の育児参加、家族の看護休暇、短期の介護休暇、忌引き、追悼、夏季休暇、災害等により住居が損壊した場合等の復旧、災害等により交通機関の事故等により出勤が困難、災害等により退勤途上の危険回避、生理休暇、保健指導・健康診査休暇		有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

新たに育児休業を取得した職員 (平成 26 年) 男性 0 人 女性 20 人

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況

(平成 26 年度)

内 容	人数	事案の概要
休職	11 人	心身の故障 11 人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成 26 年度)

内 容	人数	概 要
減給	1 人	法令に違反

V 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

(平成 26 年度)

件数
7

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修

(平成 26 年度)

区 分	修了者数 (延べ人数)
一 般 研 修 一般研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に修得させることを目的として、職務の複雑さと責任の度合い（階層別）に応じて行う研修です。（階層別研修など）	354 人
特 別 研 修 特別研修とは、職員が現についている職務に密接な関係がある知識又は技能を専門的に修得させることを目的として行う専門研修及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行う教養研修です。（海外研修、人権教育研修など）	1,783 人
派 遣 研 修 派遣研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識又は技能を修得させることを目的として、職員に国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の教育機関に派遣して行う研修です。（海外研修・市町村アカデミー・国際文化研修所・自治大学校など）	232 人

H23 年度より、研修の区分を変更しました。

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成 26 年度)

評定の目的		職員一人ひとりの能力や適性を活かし、伸ばすことによる多彩な人材育成・確保や能力・実績に応じた処遇によるインセンティブの付与など。		
評 定 者			第一次評定者	第二次評定者
		部 長 等	副市長等	—
		課 長 等	部長等	—
		副 課 長 等	課長等	部長等
		一 般 職	副課長等	課長等
対象職員	職 種	全職種		
	職 位	全職位		

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

福利厚生状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施、職員の保健指導など
共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付＝療養給付、入院時食事療養費、療養費、高額療養費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が 1 カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合宿泊施設の経営 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	人間ドック等助成金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など
共済会	サークル活動補助、チケット購入補助など

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況

(平成 26 年度)

公務災害	通勤災害	計
8 件	1 件	9 件

3 措置要求・不服申立て

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

25 年度末 継続件数	26 年度内 要求件数	26 年度内 処理件数	26 年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

25 年度末 継続件数	26 年度内 申立件数	26 年度内 処理件数	26 年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件